

コロナ禍での事業継続と税制措置の活用



T・MACKS 税理士法人
代表社員 菅原 初義

はじめに

新型コロナウイルス感染拡大は未だ衰えを知らず、「ニューノーマル（新しい常態・生活様式）」としてこれまでの常識の変革が求められています。これが企業に与える影響は大きく、売上の中身や販売方法、在宅勤務を含めた働き方など、「企業がどうあるべきか」を見直すことも問われています。

そのような状況下において、「いかに事業を継続していくか」を考えたときに、企業の血流である資金が必要不可欠です。このコロナ禍を受け、様々な融資制度が設けられています。それを活用し当面の資金を確保すると同時に、税制においても納税を猶予、又は軽減する措置が設けられ、新たに固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置が創設されました。

また、「**持続化給付金**」「**家賃支援給付金**」についても、**申請期限が令和3年(2021年)1月15日と迫っています**ので、今回はこれらの制度を適用し少しでも負担が軽減できるように、適用要件等について説明します。

I 固定資産税・都市計画税の軽減措置

1. 軽減措置の概要

事業収入が一定以上減少している中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする制度です。その結果として、納税額が半減若しくはゼロとなります。

- ※1 下記のいずれかの要件に該当する「大規模法人^(※2)の子会社等」は対象外となります。
 - ・同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の1/2以上を所有されている。
 - ・2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2/3以上を所有されている。
- ※2 大規模法人とは
 - ・資本金の額もしくは出資金の額が1億円超の法人
 - ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が

2. 対象者及び要件

(1) 中小事業者等であること

中小事業者等とは……次のいずれかの条件に該当する法人または個人

- ①個人
常時使用する従業員数が1,000人以下である。
- ②法人
 - (イ) 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人である。^(※1)
 - (ロ) 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下である。

(2) 事業収入^(※3)が次の割合で減少していること

令和2年（2020年）2月から10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同時期と比べて30%以上減少している。

前事業年度(前年)	任意の連続する3ヶ月の売上合計 (単位:万円)						
2019年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
売上	1,410	1,640	1,500	1,680	1,820	1,720	
	4月～6月合計:5,000万円						
当事業年度(当年)	任意の連続する3ヶ月の売上合計 (単位:万円)						
2020年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
売上	1,200	1,100	650	970	1,380	1,540	
	4月～6月合計:3,000万円						
	★前年同期比:60.0%(減少割合:40%)						

(3) 固定資産税の軽減割合

事業収入の減少割合	軽減割合
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	100%(全額免除)

- 1,000人超の法人
- ・資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人
- ※3 事業収入とは、一般的な収益事業における売上高のことで、給付金や補助金収入などの一時的な収入は含まれません。ただし、主たる事業のほか、例えば家賃収入を雑収入で計上しているなど、副たる事業による収益を営業外収益などで計上している場合、(主たる事業の)売上高+(副たる事業の)営業外収益の合計額が事業収入となります。

(4) 対象資産

- ①償却資産
自らが所有する土地及び家屋以外の収益事業の用に供している固定資産。(自動車税、軽自動車税の対象となっている車両、無形固定資産を除く。)
- ②事業用家屋
居住用家屋と一体となっている家屋については、事業専用割合等を用い、事業として使用している部分が対象となります。
ただし、家屋が商品在庫(棚卸資産)である場合には対象外です。
また、土地は対象とはなりません。

3. 手続方法

複数の市町村に固定資産税を納付している場合には、それぞれの市町村に申告することが必要です。

- ①認定経営革新等支援機関等^(※4)に、特例申告書の確認を依頼する。
- ②認定経営革新等支援機関等に、特例申告書の裏面にある確認欄に、記名・押印をもらう。
- ③令和3年(2021年)2月1日(月)までに、提出書類^(※5)とともに申告(提出)する。

申告期限に注意!
申告期限(令和3年(2021年)2月1日)を過ぎてしまうと、やむを得ない事情がある場合を除き、軽減措置を受けることができませんので、注意が必要です!

II 持続化給付金・家賃支援給付金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大により、営業自粛等により大きな影響を受けた事業者に対して、事業全般に広く使える給付金(持続化給付金)及び地代・家賃等の負担を軽減することを目的とした給付金(家賃支援給付金)が受けられる制度です。

持続化給付金については、特例として、2020年1月～3月の間に設立した法人又は開業した個人事業者(2019年に設立・開業し、2019年中の事業収入が0円の法人又は

- ※4 認定経営革新等支援機関等とは(中小企業庁HPより一部抜粋)
 - ①認定経営革新等支援機関
 - ・認定を受けた税理士、公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、金融機関(銀行、信用金庫等)など
 - ②認定経営革新等支援機関に準ずるもの
 - ・都道府県中小企業団体中央会・商工会議所・商工会
 - ③認定経営革新等支援機関等の「等」に含まれる者は、次の者です。
 - ・税理士、税理士法人・公認会計士、監査法人・中小企業診断士(以上は①で認定を受けている者以外の者)・各地の青色申告連合会、青色申告会
- ※5 提出書類
 - ①特例申告書
資産が所在する市区町村(東京都23区の場合には都税事務所)のHP

個人事業者を含む)や、雇用契約に拠らない事業活動からの収入を主たる収入として、雑所得又は給与所得にて確定申告を行っているフリーランスの方にも対象が広がっております。

なお、持続化給付金、家賃支援給付金は、制度としては似ていますが、対象となる売上の比較方法等の要件が異なります。まとめると以下のようになります。詳細や要件は下記のURLでご確認ください。

- ・持続化給付金特設HP <https://jizokuka-kyufu.go.jp/>
- ・家賃支援給付金特設HP <https://yachin-shien.go.jp/>

	持続化給付金	家賃支援給付金
売上減少割合等	2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、任意の1か月(対象月)の事業収入が、前年同月比で50%以上減っていること。	2020年5月から12月の間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のいずれかにあてはまること。 ①任意の1か月(対象月)の事業収入が、前年同月比で50%以上減っていること。 ②連続する3か月(対象時期)の事業収入の合計が、前年同時期の事業収入の合計と比較して30%以上減っていること。
給付額	前期の年間事業収入の額 - 対象月の事業収入×12 (上限200万円)	月額給付額(上限100万円)の6倍 【月額給付額】 (イ)支払賃料等の額が月75万円以下 →支払賃料等×2/3 (ロ)支払賃料等の額が月75万円超 →50万円+75万円を越えた部分×1/3

申告期限に注意!
持続化給付金、家賃支援給付金のいずれも、申請期限は令和3年(2021年)1月15日(金)までとなっております。15日の24時までに、申請の受付(電子申請の送信)が完了したものが対象となり、この期限を過ぎてしまった場合には、給付金を受け取ることができませんのでご注意ください!

III まとめ

事業を継続していくためには、資金は欠かせません。収入が減少するなど資金繰りが厳しい中で、このような制度を活用して資金負担を軽減しつつ、現況に素早く対応する力が求められる時代となっておりますので、税理士等の専門家にも相談しながら、企業の維持・発展を目指していただければ幸いです。

- よりダウンロード・印刷することができます。
- ②対象資産一覧
 - ・償却資産申告書の種類別明細書
 - ・事業用家屋を所有する場合には、①の別紙「特例対象資産一覧」が必要
- ③収入が減少したことを証する書類(写し)
 - 会計帳簿や青色申告決算書の写しなど、収入が減少したことがわかる書類の写し
- ④特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(写し)
 - 個人事業主で事業用家屋を所有している場合に、事業用部分の割合が分かる書類の写し